三　罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令（昭和三十一年政令第百六十五号）
四　罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令（昭和三十一年政令第二百七十六号）
五　罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令（昭和三十一年政令第二百九十七号）
六　罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令（昭和三十四年政令第二号）
七　罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令（昭和三十四年政令第三百二十四号）
八　罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令（昭和三十四年政令第三百五十二号）
九　罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令（昭和三十五年政令第百六十四号）
十　罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令（昭和三十五年政令第二百九十五号）
十一　罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令（昭和三十六年政令第二百十三号）
十二　罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令（昭和三十六年政令第三百六十号）
十三　罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令（昭和三十九年政令第二百三十七号）
十四　罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令（昭和四十年政令第十三号）
十五　罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令（昭和四十二年政令第二百十八号）
十六　罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令（昭和五十一年政令第二百九十二号）
十七　罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令（昭和五十四年政令第百四十六号）
十八　罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令（平成七年政令第十六号）
十九　罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令（平成十七年政令第百六十号）

（土地区画整理登記令の一部改正）

第二条　土地区画整理登記令（昭和三十年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四号ハ中「第二十三条第一項」の下に「若しくは大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）第七条第一項」を加え、同条第五号ホ中「又は」を「若しくは」に改め、「第二十三条第一項」の下に「又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七条第一項」を加える。

（不動産登記令の一部改正）

第三条　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表の三十三の項添付情報欄ハ中「及びロ」を「からハまで」に改め、同欄ハを同欄ニとし、同欄ロの次に次のように加える。

ハ　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）第七条第一項の定めがある地上権の設定にあっては、同条第三項の書面（登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本が提供されたときを除く。）

別表の三十八の項添付情報欄へ中「ホまで」を「へまで」に改め、同欄へを同欄トとし、同欄ホの次に次のように加える。

ヘ　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七条第一項の定めがある賃借権の設定にあっては、同条第三項の書面（登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本が提供されたときを除く。）

別表の三十九の項添付情報欄ロ中「第十九条第一項前段」の下に「若しくは大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五条第一項前段」を加える。

別表の四十の項添付情報欄ロ中「第二十条第一項前段」の下に「若しくは大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五条第一項前段」を加える。

附　則

この政令は、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の施行の日（平成二十五年九月二十五日）から施行する。

法務大臣　谷垣　禎一
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

株式会社海外需要開拓支援機構法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十二号

株式会社海外需要開拓支援機構法の施行期日を定める政令

内閣は、株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社海外需要開拓支援機構法の施行期日は、平成二十五年九月十八日とする。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

株式会社海外需要開拓支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十三号

株式会社海外需要開拓支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十六条第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二第一項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条第一項並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二第三項及び第百六条の二十四第一項第三号（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。